

道路占用工事施行に関する標準条件書

令和3年12月10日部長決裁

第1章

総則

(目的)

第1条 本条件書は、上尾市が管理する道路において、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)の規定に基づき、次に掲げる工事(以下「工事」という。)の施行を行う際に守らなければならない一般的事項を示すことにより、当該工事を安全かつ円滑に施行させることを目的とする。

- (1) 法第24条の道路に関する工事の施行の承認申請
- (2) 法第32条第1項及び第3項の道路占用の許可申請
- (3) 法第35条の道路占用の協議

(原則)

第2条 承認施工者等(第5条第1項に規定する承認施工者等という。)は、工事を許可の内容によるほか、この条件書に基づき施行しなければならない。

- 2 承認施工者等は、許可の内容又はこの条件書により難い事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- 3 承認施工者等は、前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

(工期の遵守)

第3条 承認施工者等は、工事を工期内に完了しなければならない。

(工事の施行の周知)

第4条 承認施工者等は、工事の施行に先立って、沿道住民に工事の内容及び工期等を十分に周知しなければならない。

(施工計画書)

第5条 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 工事の承認、許可又は回答を受けた者(以下「承認施工者等」という。)の名前、名称
- (2) 工事の場所
- (3) 路線名
- (4) 許可年月日及び許可番号

- (5) 監督者の職・氏名・連絡先
- (6) 施工業者
- (7) 現場責任者の職・氏名・連絡先
- (8) 工期及び工程
- (9) 現場組織図
- (10) 工程ごとの使用機械及び施工方法
- (11) 工程ごとの使用材料
- (12) 施工管理
- (13) 安全管理
- (14) 仮設置計画
- (15) 緊急時の対策（第11条の対策をいう。）
- (16) その他

（状況写真の常備）

第6条 承認施工者等は、工事現場の状況の変化又は工事の施工状況を後日に確認できるよう、次の各号に掲げるところにより、写真を撮影して常備しなければならない。

- (1) 工事着手前に周囲の風景を写しこんだ路面等の状況写真
- (2) 第34条、第35条に規定する、埋め戻しの仕上がり厚が分かる施工写真
- (3) 第36条に規定する、使用材料の散布状況が分かる施工写真
- (4) 工事着手前、工事影響範囲及び重機稼働域の道路境界標を確認した写真（遠景及び近景）
- (5) 工事完了後、工事着手前に確認したものと同一境界標を確認した写真（遠景及び近景）
- (6) 工事完了後、外部から明視できない構造物
- (7) 工事完了後、確認できない重要な工程ごとの施工状況
- (8) 工事完了後、現場写真と同様、周囲の風景を写しこんだ路面等の状況写真

（復旧材料の品質管理）

第7条 道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。

（工事現場の管理）

第8条 承認施工者等は、工事材料及び機械器具等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に応じて、逐次、道路区域外に搬出しなければならない。

- 2 承認施工者等は、工事現場が他の工事と隣接する等の場合は、相互に協調して、現場管理にあたらなければならない。
- 3 承認施工者等は、工事の施行中において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可等の内容又は道路使用許可による行為を除く。
 - (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為

- (2) 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

(事故防止対策)

第9条 承認施工者等は、工事施行中事故防止に万全を期するとともに、平素から事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策をたてておかなければならない。

- 2 前項の対策等は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日、国土交通省告示第496号）又は「土木工事安全施工技術指針」（令和2年3月、国土交通省大臣官房技術調査課）若しくは「埼玉県道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和50年3月28日、埼玉県）に基づくものとする。
- 3 第1項の対策等は、施工計画書の施工管理又は安全管理をもってかえることができる。
- 4 工事施行中において、第2項の規定にかかわらず、災害防止対策要綱又は工事現場の標示施設設置基準を超えた施設等を措置するよう指示することがある。

(事故の発生の対策)

第10条 承認施工者等は、前条第1項のほか、事故の発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合における応急措置の方法及び事故の復旧方法を定めておかなければならない。

(工事完成届、完了届の提出)

第11条 承認施工者等は、工事が完了したときは、遅滞なく、第6条に基づく写真及び竣工写真を添えて、第1条第1号に掲げる工事は工事完成届、第1条第2号に掲げる工事は完了届を提出しなければならない。

(検査の時期及び方法)

第12条 承認施工者等は、道路法第18条第1項に規定する道路管理者である市長が必要と認める時には、完了を届け出た日以後、速やかに検査を受けなければならない。

- 2 道路管理者である市長は、工事の施行中においても、施行の適正を確認するため検査することがある。
- 3 前2項の検査方法等は、別に指示する。

(手直しの指示及び再検査)

第13条 道路管理者である市長は、前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施行されていない場合は、手直しを指示することがある。

- 2 承認施工者等は、前項の指示を受けた後、速やかに指示に基づく施行を完了し、再検査を受けなければならない。

(工事の中止等)

第14条 道路管理者である市長は、この条件書を履行しない又履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止等を指示することがある。

2 承認施工者等は、前項の指示を受けたときは、当該指示に基づき、工事の中止等を行わなければならない。

(先行工事)

第15条 承認施工者等は、工事を施行しようとする箇所に、市長が施行する道路に関する工事計画がある場合には、工期、工法、復旧方法等について、道路管理者である市長の指示に従って当該工事を施行しなければならない。

(占用工事等の競合)

第16条 承認施工者等は、占用工事等が競合するときは、同時施工等の方法により、当該占用工事を施行しなければならない。ただし、道路管理者である市長が認めるものについては、この限りではない。

(第三者に対する損害等の処置)

第17条 承認施工者等は、工事に起因して次に掲げる事項を生じさせた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

- (1) 第三者から苦情を受けた場合
- (2) 第三者に損害を与えた場合
- (3) 第三者との間で紛争が生じた場合

2 承認施工者等は、前項各号の事項が生じたとき又は解決を図るため交渉を行ったときは、その内容を報告しなければならない。

(他の占用物件の移設)

第18条 承認施工者等は、工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

2 承認施工者等は、前項の協議により他の占用物件の数量が増加又は減少する場合は、当該占用物件の管理者に、道路占用許可申請又は道路占用協議の必要な手続きを取らせなければならない。

(責任期間)

第19条 承認施工者等は、工事の施行又は占用物件に起因する道路構造物の損傷について、第12条に基づく完了検査後（完了検査をしない場合は第11条に基づく完了届提出後）又は第13条に基づく再検査後3年間は、原因者の責任として市の指示に従い、速やかに復旧の責任義務を負わなければならない。

(指示の履行等の義務)

第20条 承認施工者等は、道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる事項を指示した場合は、これを履行等しなければならない。

- (1) 工事の施行方法等を変更すること。
- (2) 工事の施行のうち、道路構造に係る書類を提出すること。
- (3) 第9条第4項に基づき施設等を措置すること。
- (4) 第12条第2項に基づき検査を受けること。
- (5) 第13条第1項に基づき手直しをすること。
- (6) 第14条に基づき工事の全部又は一部の中止等をする事。
- (7) 第15条に基づき工事を施行すること。
- (8) 第19条に基づき損傷の復旧をすること。
- (9) 第38条第2項に基づき不具合を是正すること。
- (10) 第39条に基づき復旧をすること。
- (11) 第40条第1項に基づき道路の付属物又は施設の移設等を行うこと。
- (12) 第40条第2項に基づき道路の付属物又は施設の損傷を現状に回復すること。

第2章 掘削工等

(舗装の切断の方法等)

第21条 舗装の切断及び掘削は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線かつ路面に垂直に行うこと。
- (2) 舗装の切断作業の際、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適切に処分すること。
- (3) 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。
- (4) 掘削は、溝掘、つぼ掘又はこれに準ずる工法によること。
- (5) 掘削の方法として、えぐり掘を行わないこと。
- (6) 道路を横断して掘削する場合は、片側交互通行が図れるよう一車線を確保すること。
- (7) 第26条に基づき確認された埋設物に近接して掘削する場合は、特に破損等に留意し、人力で施行すること。
- (8) 沿道に近接して掘削する場合は、民地との出入を妨げることのないよう措置すること。
- (9) 掘削された舗装の破壊片を路上で小割しないこと。
- (10) 掘削された土砂等を道路に堆積しないこと。

(湧水等の処理)

第22条 工事の施行中に湧水又は溜水（以下「湧水等」という。）が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止を措置しなければならない。

- 2 湧水等が多量である場合の前項の措置方法は、グラウト工法とする。
- 3 湧水等は、路面又は道路の排水施設に放流してはならない。

第3章 土留工

(土留めの方法)

第23条 土留工は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 杭又は矢板を打設する場合は、第25条に基づき確認された埋設物の安全を確保して行うこと。
- (2) 土留板は、掘削後ただちにはめ込むこと。
- (3) 土留板と掘削土壁の間は、隙間が生じないように入念に施行すること。
- (4) 切りばりは、座屈が生じたり、落下したりすることのないように行うこと。

(杭又は矢板の埋め殺し禁止)

第24条 土留工の際に打設した杭又は矢板を地中に放置せず、工事完了までに必ず撤去すること。

第4章 他の埋設物等

(埋設物等の確認)

第25条 承認施工者等は、工事の施行に先立って、再度施工区域及びその周辺の他の埋設物の次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 種類
- (2) 位置
- (3) 構造
- (4) 埋設等の時期
- (5) 管理者
- (6) その他

2 承認施工者等は、前項の調査に当たって、原則として各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立会いを求め、埋設物管理者等が保管する台帳等に基づいて試掘等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

(火気の使用制限)

第26条 承認施工者等は、引火のおそれのある埋設物等の附近においては、溶接機・切断機等の火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第27条 承認施工者等は、工事により新たに埋設物を受け防護し若しくは吊り防護し又は露出させようとするときは、当該埋設物の管理者とその措置方法について十分な調整を

行わなければならない。

- 2 承認施工者等は、前項の協議が整った場合においては、当該協議内容を報告しなければならない。

第5章 路面の覆工

(路面覆工の方法等)

第28条 覆工板は、次の各号に掲げるところにより施行等しなければならない。

- (1) 跳ね上がり、ばたつきを起こさせないこと。
- (2) 振動によるゆるみを生じさせないこと。
- (3) 各覆工版の間に隙間を生じさせないこと。
- (4) 舗装路面と覆工板の接合部は、段差を生じさせないこと。
- (5) 覆工板表面の滑り止め機能が低下した場合は、取替えを行うこと。
- (6) 前項の取替えのため、予備覆工板を現場附近に用意しておくこと。

(覆工部の開口)

第29条 覆工部は、材料等の搬入又は搬出の作業をする場合を除き、開口して出入口としてはならない。

- 2 承認施工者等は、前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなくてはならない。
 - (1) 開口部の周辺に保安施設を設けること。
 - (2) 作業中は、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止すること。
 - (3) 取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。
 - (4) 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。
 - (5) 作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元すること。

第6章 推進工法等の特殊な工法

(推進工法等の施工方法)

第30条 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施行等しなければならない。

- (1) 押し込み口・到達口の掘削・土留工又は路面の覆工は、第2章、第3章及び第5章を準用すること。
- (2) 覆工背面と地山の間は、十分に充填すること。
- (3) 作業基地の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。
- (4) 作業基地の使用に当たり、掘進に必要な仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。

2 前項の工法による工事の施行においては、次の各号に掲げる事項を的確に把握しておくなくてはならない。

(1) 施工状況

(2) 進捗状況

(3) 工事現場及びその附近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ

ア 工事の着手前

イ 工事の施行中（必要に応じた複数の時）

ウ 工事の完了後

(軟弱地盤に対する工法)

第31条 承認施工者等は、軟弱地盤に対し、新たに注入工法等の施工が必要な場合は、当該工法の施工計画書を提出しなければならない。

第7章 復旧工事

(復旧の原則)

第32条 承認施工者等は、復旧工事を原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

2 承認施工者等は、復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。

3 交通解放後の時間経過による自然転圧をする為に、舗装の復旧を仮に施行（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施行することとする。その仮復旧期間は、原則として1か月以上3か月未満とする。ただし、道路管理者である市長が認める場合はこの限りではない。

(復旧工事の使用材料の原則)

第33条 復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（昭和41年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

(路床の使用材料及び施工方法)

第34条 路床の使用材料は、「道路復旧図」に定めるものを使用し、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

(1) 掘削底部からの埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。

(2) 各層ごとの締固めは、ランマーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

(3) 締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。

(4) 湧水等は、これを排除しながら施行すること。

(路盤の使用材料及び施工方法)

第35条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石（C-40）又は再生切込碎石（RC-40）、上層路盤にあつては粒調碎石（M-30）又は再生粒調碎石（RM-30）とし、次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

- (1) 下層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。
- (2) 上層路盤の埋戻しの仕上がり厚は、一層ごとに15センチメートル以下とすること。
- (3) 前2項の各層の締固めは、振動ローラーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。
- (4) 前3号にかかわらず、現場の状況によりランマーで締固めする場合は、一層の仕上がり厚を10センチメートル以下とすること。

（プライムコート及びタックコートの使用材料及び施工方法）

第36条 仮復旧、本復旧にかかわらず、プライムコートの使用材料は、アスファルト乳剤（PK-3）、タックコートの使用材料はアスファルト乳剤（PK-4）を用い、均一に散布して施行しなければならない。

（舗装の使用材料及び施工方法）

第37条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物又は再生加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）とし、仮復旧においても次の各号に掲げる方法により施行しなければならない。

- (1) 混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。
 - (2) プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。
 - (3) 次の混合物は、使用しないこと。
 - ア 敷均しの時に分離が生じているもの。
 - イ 敷均しのときに温度が摂氏120度を下回っているもの。
 - (4) プライムコート又はタックコートを施行する前に下層表面の欠損を確認した場合は、舗設前に修復すること。
 - (5) 舗設は、降雨のとき及び下層表面が湿っている時は、施行しないこと。
 - (6) 混合物の敷均しは、フィニッシャーにより施行し、仕上がり厚は、一層ごとに7センチメートル以下とすること。
 - (7) 舗装の継目及び絶縁部は、十分に締固め、密着させること。
- 2 混合物は、許可の内容及び別記1の区分に従った材質のものを使用しなければならない。

（仮復旧期間の現場管理）

第38条 承認施工者等は、仮復旧期間中、定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保を図らなければならない。

- ア 道路構造の保全
- イ 安全かつ円滑な交通の確保
- ウ 騒音又は振動の未然防止

- 2 承認施工者等は、掘削部分又は仮復旧部分について、舗装の破損や沈下による段差等不具合が生じた場合は、速やかに指示に基づく施行をしなければならない。
- 3 承認施工者等は、本復旧を施行するまでの期間、前項の施工の責任義務を負わなければならない。

(本復旧の施行)

第39条 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に別に定める「道路占用工事等による復旧範囲基準」による部分を加えて施行しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、許可の内容にかかわらず、あらかじめ第2条第2項に基づき報告をして指示を受けなければならない。

- (1) 復旧すべき部分に近接して3センチメートル以上の凸凹又はひび割れが生じている場合。
- (2) 復旧すべき部分の施工予定端から舗装絶縁線までの距離が1.2メートル未満となる場合
- (3) 復旧すべき部分の施工予定端から5メートル以内の距離で他の占用工事が施行されている場合
- (4) 復旧すべき部分が道路を横断している場合

2 本復旧の施工は、第21条第1号、第2号、第7号から第9号まで、第36条及び第37条を準用する。

第8章 その他

(道路の附属物等に対する措置)

第40条 承認施工者等は、工事の施行により新たに道路の附属物又は施設の移設等の必要が生じたときは、第2条第2項に基づき指示を受けなければならない。

2 承認施工者等は、工事に起因した道路の附属物又は施設の損傷は、自らの責任において原状に回復しなければならない。

(路肩又は法面の復旧)

第41条 承認施工者等は、路肩又は法面を原状に復旧しなければならない。

(埋設物の明示)

第42条 工事により敷設する埋設物が、電線若しくは水管、下水道管若しくはガス管又は石油管である場合は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25条)第4条の3の2第2項及び第3項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を、明示しなければならない。

ただし、各戸に引込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

2 承認施工者等は、前項の明示を前項の明示をビニールテープ等で行う場合、次に掲げる

色彩のものを用いなければならない。

占用物件区分	色彩
電話線	赤色
電力線	オレンジ色
水管	青色
工業用水管	白色
下水道管	茶色
ガス管	緑色

(本復旧箇所の明示)

第43条 承認施工者等は、本復旧をした箇所には、次に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占用者の事業種別	意匠	備考
電気通信事業者	T	1. ペイントの色は白色とする。 2. 意匠の外円の直径は、15cm とする。
電気事業者	E	
水道事業者	W	
下水道事業者	D	
ガス事業者	G	

(道路境界の保全)

第44条 承認施工者等は、工事箇所の道路境界標を工事着手前に確認し、工事後に移動等が無いことを確認しなければならない。

2 承認施工者等は、工事に伴い道路境界標の一時撤去もしくは移動があった場合は、境界標を正しい位置に設置しなければならない。